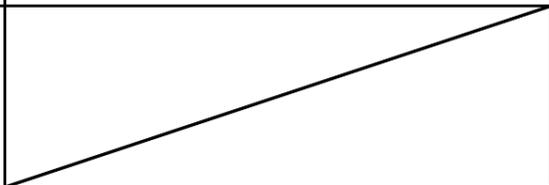
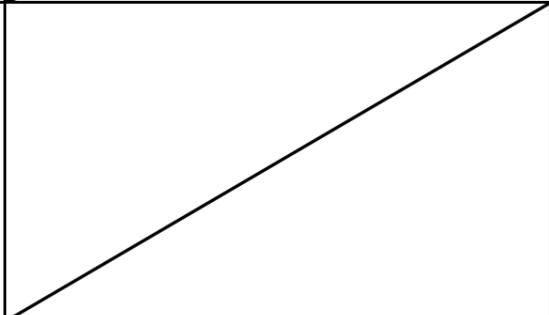


	章・節	素案に対する修正及び追加等補足意見	グループ審議での考え方	担当部局考え方
13	第1章1節 森林を生かした豊かな空間づくり	<p>1 森林環境の保全</p> <p>イ、針広混交林</p> <p>針葉樹、広葉樹を一緒に植林をしたり、地域ごとに針葉樹、広葉樹を植林するのではなく、地域、土質、山の形状を考えた混交林でなくてはならない。</p> <p>ロ、災害に強い森林造り</p> <p>とにもかくにも間伐に尽きる。ただし40年生以下の若い針葉樹の切捨て間伐では本末転倒で、搬出間伐材利用の開発が急がれる。例えば、北海道ですでに実行済みではあるが、製紙用チップ利用からウッドファイバー(断熱材、農業用)への転化などの実施を前提とした研究の一步を踏み出してもらいたい。</p> <p>ハ、森林認証SGEC</p> <p>森林認証の取得は市内での必要性を感じるが、取得したメリットが今の制度では生かされていない。長年間伐などの手入れの実績が報われていない。そこで山の団地化が進み、手入れが行き届いた地域において、葉枯らし乾燥、輪掛け乾燥を施し、乾燥材としての付加価値をつけた材の供給を促す。</p> <p>ニ、外資から森を守る</p> <p>今、日本の荒廃した森林に立木の経済性と将来におけるカーボンオフセット、水資源を求めて中国を始めとする外国系の資本導入が始まっている。この宍粟市においても触手が伸びてきている。現在、国の資源活用、地域林業活性化の為に農地転用開発に対する規制を林山地にも適用し条例の設置が望まれる。</p>	<p>イ 針広混交林</p> <p>意見のとおり混在して植林するのではなく、場所にあった混交林づくりを進めることが重要。植林の手法、手段であり、「針広混交林への転換」という方向性に含まれると整理する。</p> <p>ロ 災害に強い森林づくり</p> <p>切捨て間伐となっている若い針葉樹の間伐材を有効に利用するため、素案には、<u>間伐材の搬出、活用について追加することを提案する。</u></p> <p>ハ 森林認証SGEC</p> <p>低・中・高温の人工乾燥により乾燥材の付加価値を高めることが求められる。手入れが行き届いた地域での森林認証の取得する方向であり、意見は、素案に含まれると整理する。</p> <p>ニ 外資から森を守る</p> <p><u>すでに北海道や宮崎県では外資系の資本が導入されている実績がある。山の価値が下がっているため地主は買い手がつけば飛びつく危険がある。「山は市民の財産である」旨を素案の「めざすまちの姿」に盛り込むことを提案する。</u></p> <p>また、林地開発許可等については、県との協議を行い保全していくべきである。</p>	<p>ご指摘の意見を踏まえて、植林する工法について、検討してまいります。なお、「針広混交林への転換」については、素案に盛り込んでいるため、修正等を行わないこととします。</p> <p>【整理中】</p> <p>素案に盛り込まれており、修正は行わないこととします。</p> <p>【整理中】</p>
14		<p>2 森林文化の振興</p> <p>イ、里山利活用</p> <p>里山を生活環境の保全や自然とのふれあいの場としてのみの利用で、ボランティア団体の活動に期待をしても絵に描いた餅に終わってしまっている。特に里山には人工林が少なく、小ナラ、クヌギ、アベマキ、カシ類の広葉樹が繁殖している。これらの木を利用して、シイタケ、舞茸、ナメコ、平茸、シメジなどのキノコ栽培を自治会、集落単位で行い、担い手は退職をされた前期高齢者にて運営を実施し、都会との直販ルートの開発や、加工商品の開発にて地域特産物新設を促し、地域経済、過疎化防止、生涯活動、人口減少などの社会問題に貢献できるものとする。</p>	<p>イ 里山利活用</p> <p>森林ボランティアの受け入れ体制を考える必要がある。里山活用には地域に根差した人の意識を高めていくまちづくりが必要。里山に多く繁茂している広葉樹を利用したキノコなどの特産品開発等、素案には、<u>里山を自然とのふれあいの場としての活用のみでなく産業としての里山利活用について盛り込むことを提案する。</u></p>	<p>【整理中】</p>

	章・節	素案に対する修正及び追加等補足意見	グループ審議での考え方	担当部局考え方
		<p>口、50名山の更なる活用</p> <p>宍粟50名山の特徴は全国登山のメッカに成り得るような山ではないが丘でもない。高からず低からず、ほとんどの山からの眺めが良いと言うのが走破された登山者の感想である。南には播磨灘を眺望し、東に振ると明石大橋まで見える山あり、宍粟市の集落はもちろなたつの市の町並みまでしっかりと見える。観光資源として市民の認識を高め、山のある自治会、集落の協力体制を促進する。</p>	<p>口 50名山の更なる活用 宍粟50名山を広くPRしていくことで、第2章第4節観光の振興での記述に含むとして整理する。</p>	<p>第2章第4節「観光の振興」の中で整理しており、素案の修正は行わないこととします。</p>
15	<p>第1章2節 母なる恵みの川を生かした空間づくり</p>	<p>1 清流の保全</p> <p>イ、生態系連鎖問題</p> <p>人間の生活と生物の切っても切れない生態系連鎖の関係を我々は無意識に生活の快適さを求めて崩してしまっている。 例、ホタルとカワニナ 鮎と石苔 ハエジャコの減少 メダカを始め多くの魚類の滅亡 水辺の昆虫の激少 これらの現象は揖保川流域下水、集落合併浄化槽の建設並びに川砂利採取禁止による川床の変化などが大きく影響を与えているものと考えられる。</p>	<p>イ 生態系連鎖問題 <u>生物と人がともに暮らすことが大切であり、生物との共生について、素案の「めざすまちの姿」に盛り込むことを提案する。</u></p>	<p>【修正前】 揖保川と千種川の源流のまちとして、清流が保全され、水と親しむ水辺の空間が整備されたまちをめざします。</p> <p>【修正後】 揖保川と千種川の源流のまちとして、<u>水生生物と水辺環境を保護しながら清流を保全し、水と親しむ水辺の空間が整備されたまち</u>をめざします。</p> <p>* 以上のとおり修正いたします。</p>
		<p>ロ、水質保全</p> <p>河川の水質についてはBOD値で管理なされているが、河川の実態は少し異なった状況があるといわれている。確かに水自体はきれいになっていると言われているが、集落排水から出ていると言われる紙繊維くずや汚水浄化時点の化学薬品の影響が少なからずあると言われている。</p>	<p>ロ 水質保全 <u>BOD値が低くなり水質がよくなっているようだが、本来の自然の清らかさではないのではないか。素案に水質について追加することを提案する。</u></p>	<p>【整理中】</p>
16		<p>2 水辺空間の活用</p> <p>引原ダムで行われているカヌー体験事業は大いに進めていただきたいが、都会の方々のニーズはダム湖のみにあらず、手付かずの自然空間に憧れのようなものをもっておられる。ダムのカヌー教室との連携を図り、揖保川、千種川でのカヌー下りを実施してはどうだろうか。井堰の問題もあるのでコースの選定には配慮が要る。</p>	<p>2 水辺空間の利用 音水湖の利活用については、カヌーを核とし指定管理者と一体となり地域づくりを展開する。 できるだけ自然を残しながら周囲の自然環境に配慮した河川整備を望む。 <u>山崎町今宿・中広瀬の親水空間整備については、すでに用地買収に入り着手しているため素案の表現を修正することを提案する。</u></p>	<p>【整理中】</p>

	章・節	素案に対する修正及び追加等補足意見	グループ審議での考え方	担当部局考え方
17	第1章3節 彩り豊かな田園景観づくり	<p>①田園景観を個々に捉えるのではなく、広い視野で宍粟市全体で統一されるような指導をしてほしい。(例)春はレンゲ、秋はコスモスなど限定して植える)</p> <p>②一宮町北部は、まさに高齢化・後継者不足などから耕作されずに荒れていく棚田や遊休地が増えています。そして、一度、休んでしまうと、雑草も茂り、ますます荒れていくこととなります。</p> <p>佐用町では、平成2年からひまわりを栽培し、景観づくりに努め、そして、それを利用して2次的、3次的に発展させています。</p> <p>ある有名な樹木医さんに、一宮町北部の小原山神社にある、大栃の木を紹介しました。後日その方から連絡があり、一宮町の北部には栃の木が適している証拠かと思うので、どこかに栃の木を200本ほど植える事が出来ないか？、そして、実を利用することで将来の地場産業として育成することが考えられないか？という提案を受けました。</p> <p>栃の木は、雑木ですが、大変水を好む木です。水が豊かな土地にしか生息しません。里山整備の中に組み込むことが出来ないかと思うのです。</p> <p>「行政と市民との役割」の中に、荒れていく「棚田や遊休農地を活用し、景観づくりの形成を支援します」とありますが、栃に限らず榎・栗・クルミなど、将来地域の産業に発展することも視野にいれ、専門の機関と協力・研究し、また、自治会と協力し実行に移すべきだと考えます。</p> <p>質疑は、以下の点。 行政と市民等の役割</p> <p>「行政の役割」に、</p> <p>●専門機関と協力・研究し、遊休地を利用した町おこしを支援します。</p> <p>を追加してはどうか。</p> <p>取り組みのあらまし(個別施策の展開) 「1 田園景観の保全」に、新しく創り出すことも必要であるから、 ↓ 「1 田園景観の保全と創出」 に変更してはどうか。</p>	<p>① チューリップやひまわりを植えることが良い景観と言えるのか疑問である。本来の景観保全について、素案で田園景観の保全として花を列記している部分の表現の修正を提案する。</p> <p>宍粟は宍粟なりのビジョンづくりが必要。ひとつはソバもある。加工品も視野に入れた作物を考える。</p> <p>栃の木などの実をつける広葉樹の活用については、里山の景観保全・利活用の部分に含めることで整理する。</p> <p>「行政と市民等の役割」のうち、「行政の役割」に提言のとおり、「専門機関と協力・研究し、遊休地を利用したまちおこし支援する。」を追加することを提案する。</p> <p>「取り組みのあらまし(個別施策の展開)」について、提言のとおり、「1 田園景観の保全」を「1 田園景観の保全と創出」に変更することを提案する。</p>	<p>【整理中】</p> <p>【整理中】</p>
18	第1章4節 資源循環型社会の構築	<p>1 低炭素社会の形成促進</p> <p>イ、低炭素住宅への支援</p> <p>二酸化炭素排出は我々人間の生活向上に起因している。大きく分けると、製品を作る為の工場からの排出、交通手段による排出、居住空間からの排出の三つである。市民の立場で考える時、我々が協力し得るのは居住空間の二酸化炭素削減にて一番貢献が出来るかと考える。例えば夏のエアコンによる電力、冬の石油を初めとする化石燃料を削減するには新築時での負荷のかけにくい住宅建築推進や木質化による二酸化炭素固定に認定制度や固定資産税の控除、一時金の授与などの何らかの助成があれば推進できる。</p>	<p>イ 低炭素住宅への支援</p> <p>低炭素住宅への支援提案は、二酸化炭素削減への具体的手法であり、基本計画では素案に含まれていると整理する。</p>	<p>ご提案いただいた内容を踏まえて、二酸化炭素削減の推進の具体的な手法について、今後検討してまいります。なお、素案の修正は行わないこととします。</p>

	章・節	素案に対する修正及び追加等補足意見	グループ審議での考え方	担当部局考え方
		<p>ロ、再生可能エネルギーへの支援</p> <p>再生可能エネルギー促進はペレットストーブ、薪ストーブの設置に対する普及促進に一時金の授与等の助成を行う。</p>	<p>ロ 再生可能エネルギーへの支援</p> <p>既に木質バイオマスエネルギー普及促進事業として実施している。</p>	<p>平成22年度から26年度までの5年間の助成事業を設けました。市民の方に周知し、推進してまいります。なお、素案の修正は行わないこととします。</p>
19		<p>2 廃棄物の減量化と再資源化の推進</p> <p>イ、ゴミ減量政策</p> <p>家庭ゴミ回収のコストは年々高上する中、ゴミ処理は行政の仕事で無料に近い認識を改めるのと、ゴミにもコストが係り自己責任の認識を市民に植えつける為、ゴミ袋の値上げを提言する事はゴミの量の削減に繋がることになる。</p>	<p>2 廃棄物の減量化と再資源化の推進</p> <p>イ ゴミ減量政策</p> <p><u>ゴミの量について分かりにくい</u>ため、市民の立場に立って情報を提供することでゴミ減量の意識づけができる。ゴミ排出量をわかりやすく記述することを提案する。</p>	<p>【修正】</p> <p>素案のグラフの内容を変更します。一人当たりの年間ゴミ排出量を追加しました。また、資源ごみの収集区分を追加しました。</p>
		<p>ロ、資源ごみの回収</p> <p>にしはりま循環型社会拠点施設の分別方法は不明であるが、鉄を始めとする新聞紙、雑誌、金属、ビン、缶、プラスチック、家電製品、耐久消費材の分別地を自治会単位で設置し、運営を自治会に託しあがる収益を自治会に還元する。</p>	<p>ロ 資源ゴミの回収</p> <p>「リサイクル活動に対し支援します」の部分について、使い捨ての時代からそうでない仕組みを作る表現とする。</p> <p>「廃棄物の減量化と再資源化の推進」において、にしはりま循環型社会拠点施設についての記述が2項目となっているが、1項目にまとめて分別収集の仕組みづくりを盛り込むことを提案する。</p>	<p>【整理中】</p>
20	<p>第2章 1節 農業の振興</p>	<p>第2章 活力ある産業が支える豊かなまちづくり</p> <p>総論 産業の担い手は市民の皆様は勿論であるが、新たな事業についてはやる気ある人々の登用が必要であり、若者、ばか者、よそ者を公募で募り様々な知恵や経験を借りまちづくりに生かしてゆく。</p> <p>1 後継者、担い手の育成・確保</p> <p>イ、受け入れ態勢の準備1</p> <p>すでに千町で行われている消費者団体による都会からの帰農者受け入れやUJIターンの促進を図る為に空き家、遊休地台帳の作成を実施し、都会からこられる人に対応するべく、集団生活者対応の宿泊施設建設やリニューアル資金の助成、利息補給支援などの受け入れ態勢を図る。</p>	<p>1 後継者、担い手の育成・確保</p> <p>受け入れ態勢の準備</p> <p>空家の登録が少ないが、地域の受け入れ態勢を整備するとともに積極的にインターネット等で情報発信を行い、帰農者に対する職能訓練を行うことも含めて総合的にプログラムをコーディネートする必要がある。</p>	<p>委員からの意見やグループ審議でのまとめを踏まえて、具体的な農業振興施策を今後検討してまいります。なお、素案には、「後継者、担い手の育成・確保」を盛り込んでいるため、修正は行わないこととします。</p>
	<p>第2章 1節 農業の振興</p>	<p>ロ、受け入れ態勢準備2</p> <p>市内の帰農者、UJIターンへの農業訓練制度の確立</p>	<p>第4回審議項目</p>	
21		<p>2 生産基盤・経営基盤の整備促進</p> <p>イ、有害鳥獣対策</p> <p>有害鳥獣対策には繁殖した本来の原因を追究して対策を講じなければ今までの対策はいくらやっても付け焼刃でしかない。山に追い返す以外方法は無いと考える。</p>	<p>第4回審議項目</p>	

章・節	素案に対する修正及び追加等補足意見	グループ審議での考え方	担当部局考え方
22	<p>3 農畜産物の生産進行と地産地消の推進</p> <p>イ、特色ある作物の栽培</p> <p>宍粟市特産品ブランド認証制度はいいが、何を基準にするかが問題で、安心、安全な作物を栽培される事を基準にして、有機無農薬、無肥料・無農薬などの特徴ある農産物栽培を自治会単位で推進して特徴ある作物の栽培を図り、ブランド化を推し進める為に土作りなどに対する支援制度の確立を設ける。</p> <p>ロ、販売促進の施策</p> <p>地産地消はもちろんのこと直売施設の充実と都会のNPO団体などとの連携を推進する。又、都会の空き店舗を宍粟のアンテナショップにして販売促進に発展させて行く。</p> <p>ハ、地の利を生かした栽培、</p> <p>宍粟市は大変広く気候の地域差も大きい、特に夏場の野菜不足の時の気温の地域差を利用した高原野菜などの栽培に適した地域もあり、特徴ある農業が出来ると考える。</p>	第4回審議項目	/
23	<p>第3章2節 安心できる保健・福祉・医療の充実</p> <p>④総合病院の医師・職員の質の向上。 以前、身内が総合病院に入院して、医師から病状などの説明を受けたが、その対応に医師としての資質に疑問を感じました。</p>	/	<p>研修などを実施し、職員の資質の向上に努めてまいります。</p>
24	<p>第3章2節 安心できる保険・福祉・医療体制の充実(医療の充実)</p> <p>重点事業に、「医師・看護師待遇改善事業」を追加してはどうか。全国的に医師不足の中で、今現在激務の中で頑張っている医師が嫌気を指さないためにも、モチベーションを上げるためにも、一度検討してみてはどうか。</p>	<p>日本の医療従事者は、諸外国と比べて少ないが、医療技術は非常に高い。それは、医師や看護師などが優れている証拠である。激務に対する待遇を改善する事業が必要ではないか。</p>	<p>医師・看護師確保対策事業を重点事業として掲げております。その中で待遇の検討も含め医師・看護師の確保に努めてまいります。素案の修正は行わないこととします。</p>
25	<p>第3章3節 介護・生活支援体制の充実</p> <p>①介護サービスの内容を広く市民に周知する。 現在、身内を介護しており、介護サービスを利用しています。一部の人は介護サービスがどのようなものがあるか分かっておらず、自宅介護をされている。介護サービスを広く周知することにより、介護者の負担の軽減につながるもの考えられる。</p> <p>②老人ホームの充実を図る。 市内には、複数の老人ホームがあるが、施設入所は待ち状態があります。市内の施設に入所ができ、家族がいつでも訪問できるような老人ホームの整備が必要と考えます。</p>	<p>高齢化が進む中で、介護機能を備えた老人ホーム(特別養護老人施設)が市内では充足していないと思う。対策が必要ではないか。</p>	<p>①介護サービスは多種多様なサービスがあります。引き続き利用者が分かるように周知してまいります。また、ご近所で介護サービスが必要と思われる方がいらっしゃれば、声をかけていただき、ご一報いただければサービスの提供をしてまいります。 ②市内だけでは、特別養護老人ホームは充足していないため、市外の施設の利用を案内したり、在宅サービスやグループサービス、ショートサービスを利用いただき、施設入所の待機の解消に努めています。引き続き、対応してまいります。介護サービスの充実を素案に掲げており、素案の修正は行わないこととします。</p>

	章・節	素案に対する修正及び追加等補足意見	グループ審議での考え方	担当部局考え方
26	第3章5節 児童福祉・保 育環境の充 実	「市民など期待される役割」に、『「地域の子供は地域で育てる。」という意識を持ち、子どもたちをあたたく見守ることができるような支援体制づくりを期待します。』を追加してはどうか。	富山県では、おじいちゃん、おばあちゃんが子育てで支援に積極的に関わりがあり、子どもたちが健やかに育っているようだ。そのような関わりができる取り組みが必要ではないか。	ご指摘のとおり、地域の中で子どもたちを守る・育てることが重要であると認識しており、素案の中で「地域ぐるみで子育て支援に取り組む」こととしておりますので、素案の修正は行わないこととします。
53	第3章4節 「地域」で共に 暮らせるまち づくり	/	障がいのある人の社会参加促進について、取り組みのあらましの中で「● 関係機関と連携し企業への啓発や周知を図り雇用の場の確保に努めます。」とあるが、企業や事業者は、障害者雇用率制度を理解して、雇用を促進しなければならないと思う。「市民等の役割」に追加してはどうか。	<p>【市民・事業者等の役割】を追加 事業者は、障がいのある人の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、職業人として自立しようとする努力に対して協力し、適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るように努めます。</p> <p>障害者雇用促進法第5条「事業者の責務」に基づき事業者の役割を整理しました。法定雇用率では、常勤労働者56名以上の民間企業であれば、障害のある人を1名雇用しなければなく、宍粟市全体の事業者の約5%が該当します。</p> <p>【行政の役割】の追加 障がいのある人の雇用について、事業主その他市民一般の理解を高めるとともに、雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めます。 障害者雇用促進法第5条「国及び地方公共団体の責務」に基づき行政の役割を整理しました。</p>
54	第3章4節 「地域」で共に 暮らせるまち づくり	/	「2 生活環境と生活支援の充実」の「● 自立した生活が営まれるよう住宅の改造費助成や日常生活用具等の支援をします」とあるが、障がいのある人に対する支援はあまり知られていないと思う。表記がこれから支援するよう感じられるため、現在も既に取り組んでおり、これからも継続して行うという内容に変更してはどうか。また、まちづくり指標も併せて考えられないか。	<p>【修正前】 「自立した生活が営まれるよう住宅の改造費助成や日常生活用具等の支援をします」</p> <p>【修正後】 「……支援を引き続き行います。」</p> <p>【まちづくり指標の追加】 指標名：重度心身障害者(児)日常生活用具等助成者数 H21-632、H23-650、H25-670、H27-700</p> <p>●「障害者住宅改修助成件数 件/年 H21-1、H23-2、H25-2、H27-2」 ●「日常生活用具等助成件数 件/年 H21-631、H23-650、H25-670、H27-700」</p>
55	第3章5節 児童福祉・保 育環境の充 実	/	<p>担当者の説明では、学童保育をさらに拡充し、推進してく説明あったが、取り組みのあらましでは、その表記がない。追加してはどうか。</p> <p>「●多様化する保護者のニーズに対応するため、通常保育、延長保育、障害児保育、一時預かりなどの各種保育サービスの充実を図ります。」</p>	<p>【修正前】 ●放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、地域の方々の協力を得ながら、地域での交流活動を促進し、次世代を担う児童の健全育成を支援します。</p> <p>【修正後】 放課後等に子どもが安心して活動できる場の学童保育などの充実を図るとともに、……」</p>

素案に対する修正及び追加等補足意見整理表(第3回 10月29日)

	章・節	素案に対する修正及び追加等補足意見	グループ審議での考え方	担当部局考え方
56	第3章6節 地域福祉の 充実		3章6節で「まちづくり指標」が老人クラブ数の設置数を掲げているが、地域福祉の充実の推進から考えれば、指標の設定がマッチしていないのではないか。再検討をしては。	【修正前】 まちづくり指標:「単位老人クラブ数」 【修正後】 「隣近所や地域での交流や助け合いがあると 思う市民の割合」にまちづくり指標を変更いた します。 しかしながら、変更する指標の現況値は今、把 握していないため、今後、アンケートを実施し 把握に努めます。よって目標値においてもアン ケート後に定めることとします。
57	第5章4節交 通安全・防犯 対策の推進 (防犯対策)		防犯灯の設置補助はあるが、地元では維持管理に負担がかかる。負担軽減方策として、LEDやソーラー化などを図ってはどうか。	LEDやソーラーの防犯灯を設置するには、高 額な経費が伴うが、電気代は安く、また、蛍光 灯の消耗期間が非常に長いので、交換するコ ストの軽減にも繋がります。総合的に勘案し、 既存の助成制度を踏まえて今後、検討してま いります。なお、素案では、防犯灯の整備の推 進を明記しており、意見の内容は、具体的な事 業での提案であるため、計画の修正は行わな いこととします。
58	第5章5節新 しい交通手段 の確保		公共交通の整備し、姫路や阪神間への通勤圏拡大や市外からの入込者数増加など、宍粟市の人口を増やすことに積極的に取り組むことも必要である。 千種・波賀間の公共交通網を検討してはどうか。	ご指摘いただいた事項については、地域公共 交通総合連携計画の策定の中で今後、検討し てまいります。なお、素案に連携計画に基づき 公共交通システムの構築をしていくこととして いるので、修正等は行わないこととします。
59	第5章第6節 住環境の整 備(住宅・公 園に充実)		ボランティアや老人クラブの協力によって、地域の公園は地域で守ろうという市民意識をつくる取組みが必要。	ご指摘のとおり、市民に啓発を図り、市民ととも に適正な公園管理に努めます。なお、素案の 中に盛り込んでいるため修正等は行わないこ ととします。